

獣医系技官

獣医師の知識を活かし
国民の健康・安全を守る



〒100-8916
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号中央合同庁舎5号館
厚生労働省 健康・生活衛生局
食品監視安全課 獣医系技官採用担当
TEL 03-3595-2337(直通)
email vet-recruit@mhlw.go.jp

獣医系技官採用情報ホームページ

厚生労働省 獣医 検索



Working for Public Health

採用案内
2025



厚生労働省は、公衆衛生の向上・増進のほか、社会保障、社会福祉、働く環境の整備、職業の安定など、国民の日々の暮らしに密着した行政を担っています。

その中で、獣医系技官は、食品衛生法等の食品安全分野の業務、感染症法等の感染症対策分野の業務を中心として、法律、医学、薬学などの様々な分野の職員とともに、専門家の方々の知見などを得ながら施策に取り組んでいます。

自身のことで言えば、葉物野菜のダイオキシン、BSE、新型インフルエンザ等感染症となったH1N1、中国で問題となった時のSFTS、ゲノム編集食品などの対応に当たりました。社会的に大きな関心となる案件に当たった時は、当然ながら肉体的、精神的なプレッシャーはかかりますが、自身関わって対処したことは、達成感や経験の蓄積ということもさることながら、後で振り返るととても感慨深いものがあります。

一方、世帯構造の変化等を背景とした食のニーズの変化、また、近年の科学技術や食のグローバル化の進展といった

食や食品を取り巻く環境の変化などにより、食品の安全性に関わる様々な課題が生じています。また、海外との交流が活発になり、世界のある地域で発生した動物由来感染症が短期間で世界に広がっていくなどのリスクも生じています。

本パンフレットで紹介するように、厚生労働省の獣医系技官は、種々の職場で働いており、そのキャリアパスは人により変わりますが、皆、公衆衛生への関心という根っこ部分での共通項を持って働いていると思います。

国で働きたいけど語学があまりできないから、、、などという理由で諦める必要はありません。公衆衛生が面白い、好きだ、という感覚を持っているなら、後は自分の気持ち次第です。

チャレンジをするには勇気がいります。関心のある皆さんが勇気をもって厚生労働省の扉をたたかれることを願います。そして、一緒に仕事をしましょう！

CONTENTS			
課長からのメッセージ	02	獣医系技官 座談会	12
厚生労働省 獣医系技官とは	03	チームで取り組むプロジェクト	
活躍する部署や組織	05	新型コロナウイルス対策に立ち向かう獣医系技官！	14
各業務に携わる先輩技官からの声	06	様々な場面で働く先輩技官からの声〔他省庁〕	16
キャリアパス	10	日本各地の自治体で活躍する獣医系技官	18
協働する仲間たち	10		
キャリアを積んだ獣医系技官	11		
		海外で活躍する獣医系技官	19
		獣医系技官の1日の過ごし方	20
		若手獣医系技官VOICE	22
		ワークライフバランス	24
		採用について	26

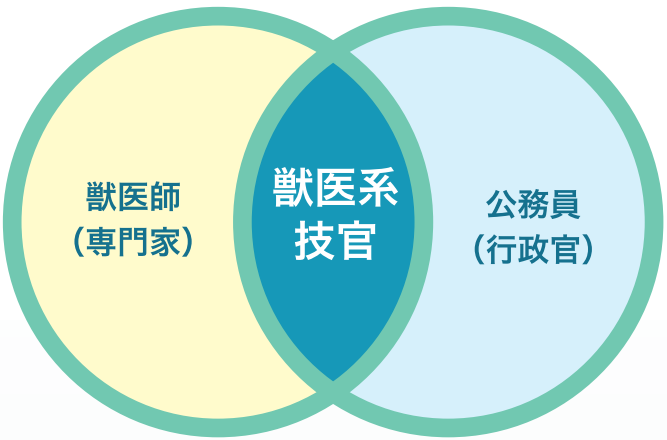
※各獣医系技官の所属・役職は令和5年9月時点のものです。

厚生労働省

獣医系技官とは

獣医系技官とは、獣医師としての専門知識が必要になる業務を行うため、獣医師免許取得者を、一般の国家公務員総合職試験とは別枠で採用する行政官のことです。食品や感染症など、国民の暮らしや健康に関する制度作りを中心に活躍しています。

獣医師としての専門性と行政スキルの両方が必要です



獣医師であると同時に公務員でもある獣医系技官は、専門家としての科学的思考、検証能力が求められる一方で、行政官としての調整力、交渉能力も必要です。国家公務員であるため、国内外問わず、多種多様な分野の人と関わります。そのため、広い視野を持ち、人と交流できる、コミュニケーション能力も求められます。これらの能力は、実務をこなすことで備わります。配属先については、採用者が少数の分、各個人の能力を伸ばせるよう、人材育成を十分に考慮して行っています。

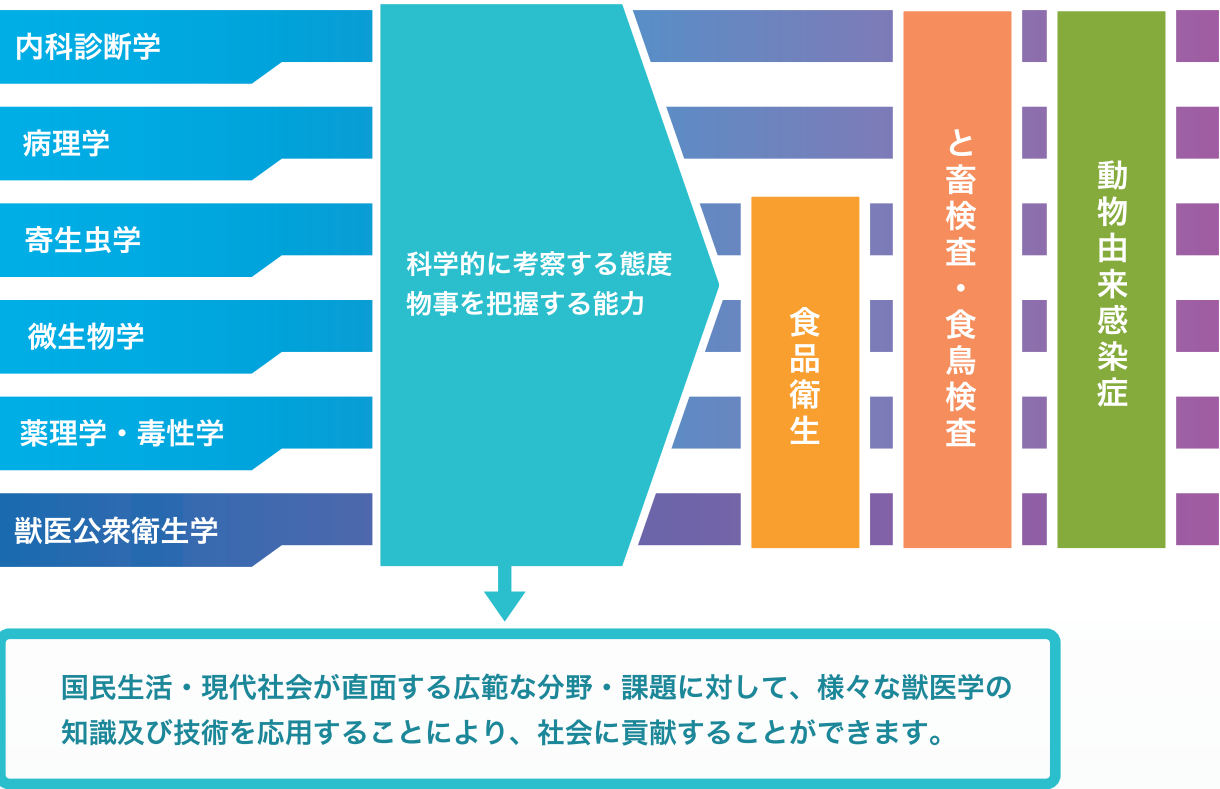
政策立案から実施に至るプロセスすべてに関わります

政策の立案から実施に至るまでのすべての過程に獣医系技官は関与します。円滑な課題解決ができるよう、情報収集し、関係者と意見交換していくことが大切です。



獣医学的な知識を実社会に役立てます

獣医学の知見・技術は、動物（家畜、野生動物、魚介類など）を介したリスクから、ヒトの生命・健康を守ることに応用ができます。科学的に考察する能力と獣医学的知見を基盤として、行政・法律などの社会科学の知識を組み合わせることで社会に貢献します。



公衆衛生分野を中心に活躍しています

食品安全分野	食中毒対策、食品の輸出入などの国際的な課題、食肉・食鳥肉の安全対策や残留農薬、遺伝子組換え食品対策など、食品の安全性の確保を図るため、食品衛生法などの法律に基づいた種々の施策を講じます。
感染症対策分野	狂犬病、デング熱、鳥インフルエンザ等の動物由来感染症に対して、人への感染を未然に防止するため、国民への正しい知識の普及や危機管理体制の整備、輸入動物の監視・指導等の感染症法などに基づく施策を講じます。
その他行政分野	上記の分野にとどまらず、国際案件、研究分野、政府の基本方針の調整など、国全体で進めていく施策に貢献することもあります。

多種多様な部署や組織で業務に携わっています

本省を中心として様々な関係機関で活躍が期待されています。また、社会情勢の変化により、獣医師が必要となる新たな部署に配属されるなど多種多様な部署や組織を経験できます

令和6年12月現在		
厚生労働省 本省	大臣官房	・疾病の予防及び治療に関する研究の総括
	健康・生活衛生局	・食品の安全対策、動物由来感染症対策
附属機関	検疫所	・海港、空港の検疫業務と輸入食品監視業務
	地方厚生局	・輸出食肉施設などに対する査察、指導
	国立感染症研究所※	・感染症に関する研究及び調整
	国立保健医療科学院	・公衆衛生に関する研究及び研修
他府省庁	内閣府	・食品のリスク評価【食品安全委員会】
	農林水産省	・家畜衛生
	消費者庁	・食品表示 ・食品基準
	環境省	・動物愛護管理
地方自治体	北海道、茨城県、さいたま市、徳島県、福岡県	・自治体の公衆衛生獣医師として勤務
関係機関	日本医療研究開発機構（AMED）	
国際関係機関	在カナダ日本国大使館、在中国日本国大使館、WHO 本部事務局、国際協力機構（JICA）	

※令和7年4月より、国立感染症研究所は国立健康危機管理研究機構（IHHS）へ統合予定です。

こんな想いをもっているなら、
あなたの力を生かせるかもしれません

人のため、社会のために 役立ちたい！	様々な人たちと 協力するのが楽しい！	いろいろなことに 興味がある！
獣医学の知識を通じて人の健康に関わる仕事です。その対象は日本国民全体に及びます。社会に貢献したいという志が重要です。	制度作りは自分一人ではできません。多くの関係者の意見を聞き、自らも知識を吸収しながら協力して物事に取り組みます。	獣医系技官が携わる領域は多岐に及びます。好奇心を失わず、社会に対する関心を常にもって課題に取り組む必要があります。

食品監視安全課

公衆衛生獣医師が 検査した食肉を、世界へ。

健康・生活衛生局
食品監視安全課
輸出先国規制対策室長

小西 豊
KONISHI Yutaka

平成15年入省。入省2年目に米国でのBSE発生に係る対応を経験。本省では主に食品監視安全課で食肉の国内監視、輸出入の安全確保対策を担当。農林水産省、環境省、在カナダ日本大使館への出向等を経て令和5年より現職。



政府が一体となって進めている、日本が誇る高品質の農林水産物・食品の輸出拡大に、安全性確保の観点から取り組んでいます。厚生労働省では、自治体の公衆衛生獣医師が厳格に検査している食肉と、輸出先国政府から厚生労働省による衛生管理を求められた水産物を担当しており、事業者・自治体・農林水産省等の関係者と連携・協力しながら、輸出が増

え、滞ることのないよう日々対応しています。輸出は手続に関する議論も重要ですが、獣医師として、科学的根拠に基づく合理的な判断・主張をすることを心がけています。輸出先国政府の査察官をお迎えし、日本の衛生管理体制について理解を深めてもらうということも重要な業務のひとつであり、国際的な感覚も求められます。

印象に残っている仕事・人・できごと

国内の食肉衛生を担当していた時に、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」の策定に関与できたことが印象に残っています。野生鳥獣による農作物被害が深刻化し、駆除後の有効活用が叫ばれる中で、ガイドラインの策定は急務でした。検討会を立ち上げ、様々な分野の方からいただいたご意見を取りまとめる作業は困難を極めました。完成したガイドラインは、改良を重ね今も活用されています。

食の安全を守り、 国民の健康を保護する

健康・生活衛生局
食品監視安全課
課長補佐

蟹江 亜希子
KANIE Akiko

平成13年入省。横浜検疫所にて1年弱配属後、監視安全課にて国内及び輸入牛のBSE対策等に携わり獣医衛生を担当。その後、東京検疫所で15年、横浜検疫所で3年と長期にわたり輸入食品監視や相談業務に携わり、令和4年より現職。



食品監視安全課は、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導、食品衛生に関する取締り等の食品監視行政を担っています。厚生労働省は食品に関するリスク管理を行う政府機関であり、取締りだけではなく、広域的な食中毒事案においては早期の情報の取りまとめ及び関係都道府県等への情報提供といった調整のほか、行政と消費者、

食品事業者などの関係者が相互に情報の共有や意見の交換を行うリスクコミュニケーションも行っています。とくに食肉や乳等の安全に関わる業務において獣医系技官が活躍しています。と畜場や食鳥処理場における衛生管理の向上や、食肉に起因する食中毒を防止するための施策について取り組んでいます。

印象に残っている仕事・人・できごと

国内でBSEが発生したため全頭検査を実施し、スクリーニング検査陽性牛が確認されるたび専門家会議を開催し、その後に米国でのBSE発生を受けて対策を講じ、毎日がお祭り騒ぎのように忙しかった当時を今では懐かしく思い出されます。国の大事件に関わることでできたことを誇りに思います。

感染症対策課

ワンヘルス・アプローチによる 感染症対策の実践に向けて

健康・生活衛生局
感染症対策部
感染症対策課 係長

川村 卓史
KAWAMURA Takashi

平成30年入省。横浜検疫所食品監視課を経て、医薬・生活衛生局食品基準審査課にて乳肉水産食品を担当。その後、福岡県へ2年間出向し、食肉衛生検査所にてと畜検査業務、本庁生活衛生課にて食品衛生、食品表示業務を担当。令和4年より現職。



COVID-19の流行もふまえ、改めて動物由来感染症への対策の重要性が指摘されています。近年は、国際的な人や動物の往来、気候変動による野生動物やベクターの生息域の変化などにより、世界の様々な地域で新興感染症の報告が増加しており、その多くは動物由来感染症とされています。感染症対策課では、国内外で報告される様々な感染症について、国

立感染症研究所のほか農林水産省、環境省などの関係省庁、自治体と連携して、積極的な情報収集を行うとともに、国内発生時の対応を行っています。また、動物由来感染症対策では人・動物・環境の関係者による分野横断的な対応が重要であり、自治体等におけるワンヘルス・アプローチの取組を推進するための支援を行っています。

印象に残っている仕事・人・できごと

海外で毎年5万人以上の方が亡くなっている狂犬病について、万が一国内で発生した際に最前線に対応する自治体担当者を対象に、検査等を含めた研修を国立感染症研究所と共催で実施しました。いつくるか分からない感染症危機への備えの重要性を改めて感じる事が出来ました。

国立感染症研究所

※令和7年4月より、国立感染症研究所は国立健康危機管理研究機構（JIHS）へ統合予定です。

感染症にかかる 科学的エビデンス集積を通じ 国内の感染症コントロール

国立感染症研究所
国際協力室長

松岡 隆介
MATSUOKA Ryusuke

平成元年入省。門司、神戸検疫所等で検疫、輸入食品監視担当。生活衛生局食品化学課、国立公衆衛生院研究員、官房国際課、関東信越厚生局、PMDA研究振興部、環境省動物愛護管理室、食品安全部監視安全課、内閣府食品安全委員会事務局、横浜検疫所輸入食品検査検査センター審査指導課長など。令和2年より現職。



国立感染症研究所国際協力室は、内外調整業務を実施し私のポストは専ら研究職でなく厚生労働省からの出向です。公衆衛生上大きな脅威である新興・再興感染症への対応のための情報提供、研究・技術面での国際貢献、WHOや国内外の研究機関等との連携調整を行っています。2003年以降、台湾、中国、韓国、インドネシア、ベトナム、インド、モンゴル、

タイ等の感染症研究機関との研究協力に関する覚書(MOC)を締結するとともに、「日中韓感染症フォーラム」他の開催、共同研究事業などを進めています。新型コロナウイルスによるパンデミックがおさまってから、オンライン会議とハイブリッド方式の会議が増加しており、従来とは異なり、フォローアップなど多岐にわたって対応しています。

印象に残っている仕事・人・できごと

HACCPシステムの導入期に海外情報の収集や自治体職員の方々との議論や、動物愛護行政ペットフードの法律ができるプロセス、大規模な食中毒への対応などを経験したことは感慨深く思います。中堅クラスの際に人事院の在外研究員制度を通じて米国のFDA（食品医薬品庁）やCFSAN（食品安全・応用栄養センター）に研修に出たことが今の業務にも役立っています。

厚生科学課

科学的根拠に基づいた
行政政策を目指して大臣官房 厚生科学課
健康危険情報分析官五十嵐 明夏
IGARASHI Haruka

平成26年入省。東京検疫所、厚生労働省医薬・生活衛生局 国際食品室、食中毒被害情報管理室、輸出先国規制対策室、WHO Department of Nutrition and Food Safetyへの出向を経て、令和4年8月より現職。



厚生労働省では、国民生活に深くかわかる保健、医療、福祉、労働分野の課題に対し、科学的根拠に基づいた行政政策を行うため、研究活動を推進しています。厚生労働科学研究における研究分野は、行政政策研究、疾病・障害対策研究、健康安全確保総合研究といった多岐にわたり、厚生科学課ではこれらの研究の総括

を行っています。競争的な研究環境の形成を行い、厚生労働科学研究の振興を一層推進する観点から、毎年度厚生労働省ホームページ等を通じて、研究課題の募集を行っており、研究成果は、安全・安心な国民生活の実現のために生かされています。

印象に残っている仕事・人・できごと

厚生労働科学研究では、翌年度の研究実施の骨子となる研究事業実施方針を、毎年、事業毎に作成します。内容は、目的、これまでの研究成果、政策等への活用や実用化に向けた取組、優先的に推進する研究課題等をまとめたものであり、そのとりまとめの過程で省内の研究を包括的に知り得ることは、厚生科学課の業務の面白さのひとつです。

地方厚生局

輸出食品衛生を最前線で支える
地方厚生局の獣医系技官九州厚生局
健康福祉部食品衛生課岡田 華恵
OKADA Hanae

平成25年入省。東京検疫所食品監視課、健康局結核感染症課動物由来感染症指導係、医薬・生活衛生局食品監視安全課水産安全係を経験して、令和3年から現職。これまでに、農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課に出向も経験。



私が地方厚生局で行っている業務は、牛肉、豚肉、食鳥肉、ハム、ソーセージなどの食肉製品、卵焼きなどの卵製品などの畜産物等の輸出認定施設の指導及び監督です。

アメリカ、EU等に畜産物等を輸出できる施設は、日本と輸出先国が協議をして定めた衛生管理基準等を満たしていると認定された施設のみで、地方厚生局はこの認定を受けた施設に対し、月に1回

以上又は年に1回以上の査察を実施しています。査察では、輸出相手国が定めた衛生管理基準を遵守しているか、動物福祉に配慮しているか、残留物質モニタリングや微生物検査は適切に行っているかなどを確認しています。

九州は日本有数の畜産エリアであり、輸出食肉認定施設の多くが集中しているため、毎月の10日ほどは出張となります。

印象に残っている仕事・人・できごと

輸出認定施設に対し、外国政府による査察も定期的に行われています。地方厚生局も外国政府から査察を受ける立場ですが、円滑な査察となるよう本省や関係自治体をつなぎサポートする重要な役割を担っていると感じました。

食品基準審査課

※令和6年4月より、食品基準審査課は厚生労働省から消費者庁食品衛生基準審査課に移管されました。

食品用の器具・容器包装の
ポジティブリスト制度健康・生活衛生局
食品基準審査課 課長補佐今西 保
IMANISHI Tamotsu

平成16年入省。基準審査課（現食品基準審査課）で農薬等のポジティブリスト等を担当。その後、監視安全課乳肉安全係を経て、内閣府食品安全委員会事務局評価第2課を担当。令和2年より現職。

食品衛生法では、食品、添加物以外に、食品用の器具・容器包装、乳幼児用のおもちゃ、洗浄剤についても規制対象としています。食品基準審査課では、食品のうち、乳、乳製品、畜産物、水産物の担当ライン、器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤の担当ラインの2つのラインを担当しております。現在は、平成30年の食品衛生法改正で新たに導入されたポジ

ティブリスト制度（安全性を評価した物質のみを器具・容器包装の原材料として使用可能とする仕組）に関することが主な業務となっております。新たな制度を円滑に運用するためには、日頃より、関係業界団体の方々や専門家と意見交換を行い、一つ一つの施策に対して影響の大きさを探りながら進めております。

印象に残っている仕事・人・できごと

監視安全課乳肉安全係の時、平成25年のBSE対策の見直しでは、食品安全委員会のリスク評価結果を踏まえて、米国産牛肉の輸入できる対象を20か月齢以下から30か月齢以下に引き上げを行いました。この見直し以降、米国産牛肉の輸入が増え、多くの店で米国産牛肉を見ることになりました。

検疫所

輸入食品の監視と外航船舶、
航空機の検疫で国民の健康を守る

東京検疫所 企画調整官

仲庭 裕司
NAKANIWA Hiroshi

昭和63年入省。大阪、神戸等の検疫所で勤務した後、厚生労働省本省、地方厚生局、文部科学省、横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター等で勤務。食品安全分野のJICA専門家としてベトナムに3年間派遣。令和3年より現職。



輸入食品監視業務

食品衛生法に基づき、販売等を目的として輸入する食品、添加物等については、全て届出がされます。届出について、日本の基準に適合しているかどうか審査し、必要に応じて検査を行っています。

検疫衛生業務

国内に常在しない感染症が海外から侵入することを防止するため、海外から来航する船舶、航空機及びその乗組員、乗客

に対して検疫を行い、必要に応じて病原体の検査を行い、患者を発見した場合には、隔離、消毒等の措置を講じています。

試験検査業務

輸入食品では、微生物検査と理化学検査があり、それぞれ病原微生物等の検査と残留農薬等の検査を実施しています。検疫検査では、体温測定や、PCR等による遺伝子検査を行います。

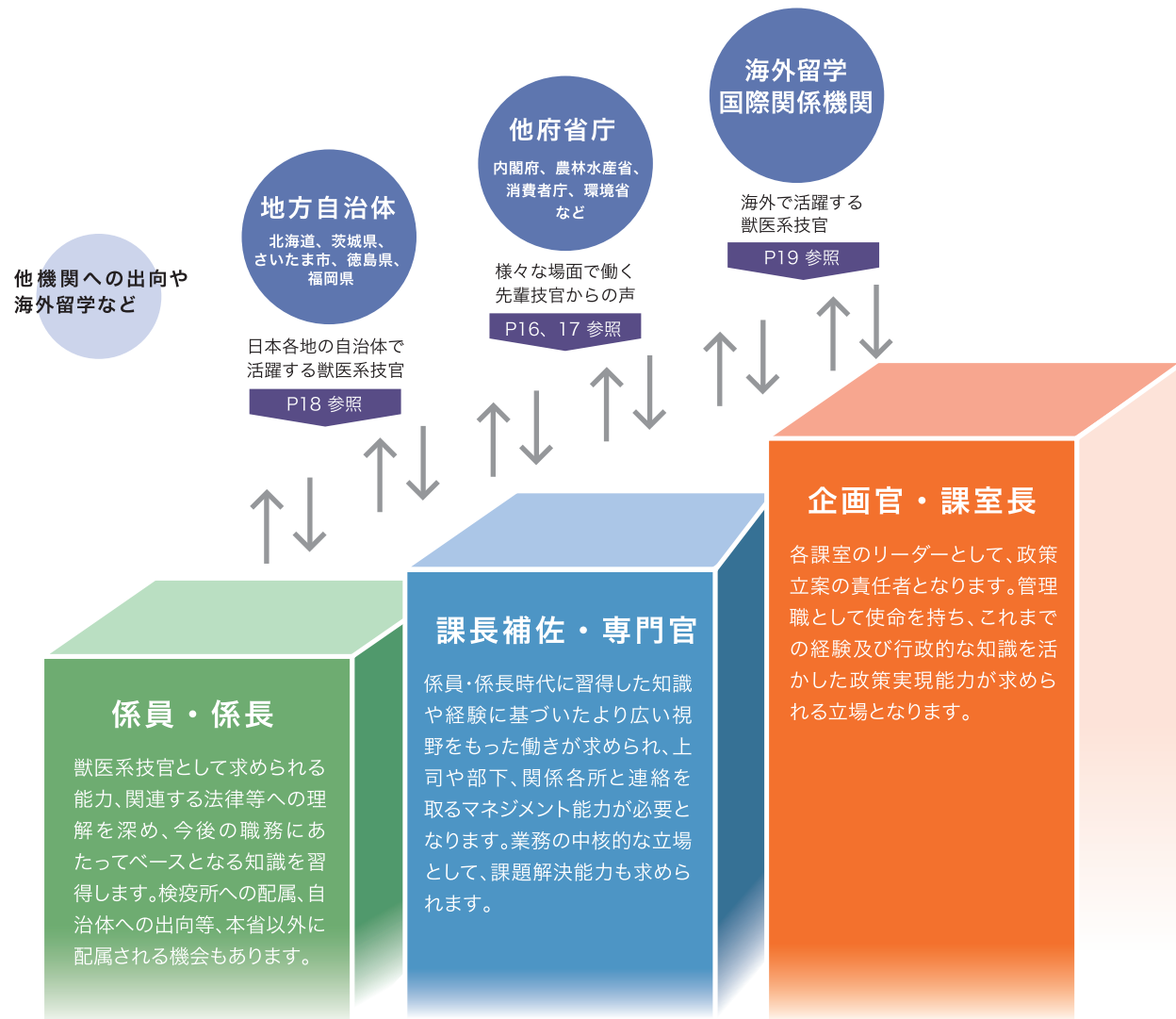
印象に残っている仕事・人・できごと

新型コロナウイルス感染症発生時、特に横浜港にダイヤモンドプリンセス号が入港し検疫を行った際に、横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター勤務であり、PCR検査を一から立ち上げることで、及びその後効率的に実施するための、人員・機材の配置に奔走しました。

キャリアパス

CAREER PATH

厚生労働省の獣医系技官は、主に2～3年程度で異動となります。本人の希望や適性等が考慮された上で、厚生労働省の本省だけでなく、各附属機関や他府省庁、地方自治体、国際関係機関等に配属され、様々な業務を担います。若手のうちから多くの人々と関わり業務を経験する中で、専門家としての科学的思考、検証能力だけでなく、行政官としての調整力、交渉能力を身につけていきます。その中で、幹部職員になると決断力やマネジメント能力がより求められることになります。



キャリアを積んだ獣医系技官

獣医系技官としてキャリアを積んだ先輩に今までの経験などを語ってもらいました

平成 24 年 結核感染症課 課長補佐

在籍中の3年の間に、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）の国内初発例、デング熱の約 70 年ぶりの国内感染例、お隣台湾で約 50 年ぶりの狂犬病発生など、公衆衛生上インパクトの高い事案が次々に起き、対策に追われました。関係法令の改正、防疫指針の作成、研究班の立ち上げ、自治体職員向けの研修の企画・実施、国民向けのリスキミなど、多岐に渡る業務を経験し、食品衛生行政とも共通する、危機管理対策の基本を学ぶことができました。

平成 27 年 食品監視安全課 課長補佐

15 年ぶりとなった食品衛生法改正の目玉である HACCP の義務化と営業許可制度の見直しを担当しました。様々な規模・業態の食品事業者の皆さんが、どのような内容であれば納得して、「よし、やってみよう。」という気になってくださるのか、そして日本の食品の衛生管理のレベルを少しでも向上させることができるのか、ありとあらゆる食品業界団体や地方自治体の関係部局との意見交換を重ね、可能な限り現場の声が反映されるよう調整に努めました。

令和 2 年 さいたま市保健・福祉局保健部医薬品・食品安全課 課長

本省で改正に携わった食品衛生法について、今度は地方自治体で実際にその施行を推進する立場となり、厚労省の施策が世の中に与えるインパクトとその責任の大きさを改めて実感しました。コロナ禍で様々な制約はありましたが、地域の食品事業者や市民の方々と直接ふれあい、その声を聞くことができ、貴重な経験となりました。

健康・生活衛生局
食品監視安全課
輸入食品安全対策室長

福島 和子
FUKUSHIMA Kazuko

平成11年 生活衛生局食品保健課（遺伝子組換え食品の安全性評価、リスキミの担当）
平成14年 米国メリーランド大学修士課程（食品科学）留学
平成18年 食品安全部企画情報課国際食品室国際調整専門官（コーデックス委員会に関する国内外の調整担当）
平成21年 世界保健機関(WHO)食品安全・人畜共通感染症部 技官（微生物学的リスク評価の担当）
平成24年 健康局結核感染症課 課長補佐（動物由来感染症対策を担当）
平成27年 医薬・生活衛生局食品監視安全課HACCP推進室 室長補佐（HACCPの推進）
令和2年 さいたま市保健福祉局保健部食品・医薬品安全課 課長
令和4年 医薬・生活衛生局食品監視安全課 食中毒被害情報管理室長兼HACCP推進室長
令和5年 現職

公衆衛生行政において最も重要なのは、健康被害の発生を未然に防ぐことだと考えています。メディア等で報道されるのは、実際に大事件が起きたときばかりですが、自分たちの働きによって、大きな事故にならねないところを回避できた又は被害を最小限に抑えることができた（と自己判断できた）ときに密かな喜びとやりがいを感じています。

プロジェクトを共にする方々から、獣医系技官の印象などを聞きました

農林水産省と厚生労働省の獣医系技官の連携

農林水産省（家畜衛生）と厚生労働省（公衆衛生）は、安全な乳肉卵等の供給、畜産物の輸出入、狂犬病や鳥インフルエンザ等の感染症対策など各分野で密接に連携しています。平成19年7月から約2年間、健康局結核感染症課（当時）に出向して厚生労働省の獣医系技官と共に動物由来感染症を担当した経験とそこで得られた人脈は、いまでも貴重な財産です。省庁を越えて専門分野で連携できる獣医系技官の強みを活かし、今後も様々な分野で連携していきましょう。

農林水産省
消費・安全局
動物衛生課 家畜防疫対策室 課長補佐

山木 陽介
YAMAKI Yosuke



医系技官からみた獣医系技官について

今回の新型コロナウイルス感染症に限らず、課題となる人獣共通感染症は多くあります。また、昨今は薬剤多剤耐性対策における課題においても、ワンヘルスアプローチといった対策など、医系、薬系など様々な専門性をもつ職員の連携が必要となってきております。その中でも、獣医系技官は、その専門性から感染症対策においては欠かせない存在です。ぜひ厚生労働省の獣医系技官として一緒に働けることを期待しております。

健康・生活衛生局
感染症対策部 感染症対策課
パンデミック対策室長

竹下 望
TAKESHITA Nozomi





獣医系技官 座談会

仕事のやりがいなどを聞いてみました！

Cross Talk

本省で働く年代の異なる 3 名の職員に、仕事ややりがいについて語り合ってもらいました。



健康・生活衛生局
食品監視安全課
食品監視分析官
三木 朗
MIKI Akira

平成元年入省、厚生労働本省で食品安全対策や動物由来感染症対策などを担当した他、食品安全委員会事務局、さいたま市などにも出向。輸入食品安全対策室長、横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター長、食品監視安全課長を経て、令和5年9月より現職。



健康・生活衛生局
食品監視安全課
輸出先国規制対策室
輸出食品安全対策官
伊藤 詩織
ITO Shiori

平成21年入省。九州厚生局で輸出食肉施設の査察等を担当。その後、福岡県への出向を経て、厚生労働本省で輸出食肉業務を担当。関東信越厚生局在任中に産休・育休を取得。令和3年に輸出先国規制対策室配属となり、令和4年より現職。



健康・生活衛生局
食品監視安全課
乳肉安全係 係員
村上 怜
MURAKAMI Rei

令和3年入省。東京検疫所食品監視課で輸入食品が食品衛生法に適合しているかの審査業務や輸入時検査のサンプリング業務等を担当。令和4年より現職。

司会 まずはどんな仕事をされているか教えてください。

村上 乳肉安全係の村上です。乳、乳製品や肉に関する衛生管理に携わっています。

伊藤 輸出先国規制対策室の伊藤です。食肉の輸出に関して、相手国との二国間協議や輸出施設の認定などを行っています。

三木 食品監視分析官の三木です。厚生労働科学研究費の調整や課内業務を幅広く行っています。

働こうと思ったきっかけは？

司会 厚労省で働こうと思ったきっかけを教えてください。

村上 もともと公衆衛生分野に興味があって、その知識を使いながら人の健康を守れるというところに魅力を感じました。公務員で福利厚生が厚いところ、全国転勤など、数毎年業務内容が変わるところ、国際的な業務に携われるところもいいなと。

司会 伊藤さんが入省された理由は？

伊藤 大学に入ったときは小動物臨床を目指していたんですけど、大学で学ぶうちに公衆衛生に興味が出てきたからですね。

厚生労働省での働き方

司会 この数年で職場が変わったと思うところは？

三木 コロナをきっかけに仕事のやり方ががらっと変わった、というのは大きいですね。テレワークも普及しましたし、働き方改革も進展したのではないかと。



伊藤 私は小さな子供がいるんですけど、テレワークだとかフレックス制が浸透したおかげで、子供の急な看病などにも対応しやすくなったのはありがたいですね。

村上 通勤がない分、テレワークは体力的にも助かりますね。

司会 システム的にテレワークが可能になったのは大きいようですね。

伊藤 あと、仕事と育児を両立しやすい制度が整っていますね。子育ての状況に応じて時短勤務やテレワークもできますし、フレックスタイム制度を活用して業務の合間に保育園や小学校の行事に参加できるのも魅力です。厚生労働省内に2歳までの子供を預けられる保育室もあります。家から距離があるので通園は大変ですが、すぐに授乳や様子を見に行けますし、運動会などの行事にも参加しやすかったです。

司会 中央省庁で働くことにいろいろなイメージがあったかと思いますが、業務に入ってみて感じることはありませんか？

村上 夜中まで働いて終電で帰るような覚悟で入ってみたのですが実際そういうことはなく、土日休みで定期的にテレワークもできています。いわゆる霞が関勤務のイメージとは異なるかと。



司会 残業は実際減っていますか？

三木 昔と比べるとだいぶ減りましたね。ウェブ会議ができるようになったりして、業務が効率化されているように思います。

仕事の魅力は？

司会 この仕事をしていて好きなところ、面白く感じることはありますか？

村上 毎日新しい知識に出会えるというのは、面白くもあり大変でもありま

すね。

司会 印象に残っている仕事はありますか？

伊藤 以前本省にいたときも輸出食肉の仕事をしていて、当時はEU向けの輸出牛肉の解禁を担当していました。2001年に国内でBSE発生して以降輸出が止まっていたのを、先輩方がこつこつ交渉を積み重ねて、ちょうど私がいた2013年に解禁までこぎつけることができました。三木分析官にもEU向けの輸出要綱を作っていただいたり、なかなか大変だったのを覚えています。



三木 EUは残留物質モニタリングの検査項目が多く、検査機関と協力して検査法の開発から行う必要があって大変でしたよね。私が印象に残っているのは、遺伝子組換え食品の審査を担当したことですね。いろいろと課題もありましたが、米国産トウモロコシと大豆の安全性審査を担当しました。また、コーデックス委員会のガイドラインを策定すべきだという話になり、コーデックス委員会の特別部会を日本が初めて主催しました。海外の担当者とドラフト（下書き）作業をしましたが、審査の経験が役に立ったのを覚えています。

司会 大変に思っていることは？

伊藤 仕事の内容でいうと、輸出時の規制は相手国の法律に基づいているので、必ずしも日本の法律に即していないことがあります。相手国それぞれの法律を理解しないといけないし、日本の法律で担保できないことをどうやって担保するのか？本当に実効性を持てるのか？といったことを考えるのが難しく思います。

向いている人、向いていない人

司会 厚生労働省獣医系技官はどんな方が向いている、または向いていないと思いますか？

三木 好奇心が旺盛な人でしょうか。同じ仕事をずっとするというより、いろんな仕事をやりたいという人は向いていると思います。我々の仕事は縁の下での力持ち的なところもあるので、人に認められたいという思いが非常に強い人は向いていないかもしれません。

伊藤 いろんな立場の人の意見を聞いて、自分の中で消化できる人が向いていると思うんですけど、真逆の意見をもらうこともたくさんあります。他人の意見を気にしすぎる人は向いていないかもしれません。自分の中に「こうしたほうがいいんじゃないか？」という芯がある人のほうが向いているかなと。

読者へのメッセージ

司会 最後に、読者の方へメッセージをお願いします。

村上 私は学生のときもっと勉強していればと思うことがしばしばあります。特に食品衛生学と英語ですね。勉強を頑張っていたらいいかなと。

伊藤 勉強ももちろんですが、同じくらい自分をリフレッシュさせられる何かを身につけておくことも大事だと思います。学生のうちに遊びでもなんでもいいので、楽しめることを見つけておいてほしいですね。

三木：就職は皆さん悩みますので納得のいくまで悩んでもらえればと思います。自分がやりたいことを見つけていく中で、それが人の役に立ちたいという思いが強ければ、厚生労働省にぜひ来ていただきたいなと思います。

チームで取り組むプロジェクト

新型コロナウイルス対策に立ち向かう 獣医系技官！

獣医系技官として
公衆衛生の知識や
行政スキルを生かして
日々対応しています。

水際対策

- ― 中国武漢市に在留する邦人についてのチャーター便による帰国への対応（令和2年1～2月）
- ― 横浜港に寄港したクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス」への対応（令和2年2～3月）
- ― 空港・待機施設における帰国者対応
- ― 関係省庁との調整

立案・研究調整

- ― コロナ対策の技術的な立案
- ― 健康危機管理に関する対応
- ― コロナ研究予算の確保
- ― コロナ研究（厚生労働科学研究・AMED研究）の省内調整/研究者との研究内容の調整
- ― 関係省庁との調整

広 報

- ― 記者会見/記者ブリーフィング対応
- ― プレスリリースの発出
- ― リーフレット等広報媒体での作成
- ― HPの更新、SNS等での情報発信
- ― コロナ相談窓口（コールセンター）の運営
- ― 関係省庁との調整



健康・生活衛生局
感染症対策部 感染症対策課 感染症情報管理室長

横田 栄一
YOKOTA Eiichi

コロナ対応の経歴

令和3年7月～ 国立感染症研究所 感染症危機管理研究センター
令和5年7月～ 現職

総力戦で新型コロナウイルスに 立ち向かう

国立感染症研究所では所内に新たに設置された緊急時対応センター（EOC）の立ち上げにかかわり、東京オリンピック・パラリンピック大会に関連した新型コロナウイルス感染症を含む国内外の感染症発生情報の収集・分析や関係者への結果の共有などの支援を行いました。また、令和3年11月に新たに出現したオミクロンへの対応として、エビデンスの収集やリスク評価、検疫検体のゲノム解析などを支援し、各種対策の基礎となる科学的知見の提供を行ってきました。その後、厚生労働省では新型コロナウイルス感染症対策本部広報班の副班長としてコロナ特設HPやリーフレット、SNS等での情報発信の統括や記者向けブリーフィングをはじめとした各種マスコミ対応を行い、正確かつ分かりやすい情報発信に努めてきました。新型コロナ対策は省内外の様々な職種の人が連携して対応する総力戦であり、これまでに経験の無い対応に苦慮する場面もありましたが、獣医師としての知識・経験も生かして日々の生活に直結する施策の企画立案に関与できる非常にやりがいのある仕事です。

2019年12月末、中国武漢市で原因不明の肺炎の集団感染が発生して以降、厚生労働省獣医系技官は様々な場面で新型コロナウイルス感染症への対応を行っています。

未曾有のコロナ対応を経験して ～危機管理、国民への普及啓発～

令和2年1月中旬に「武漢から帰国した人が新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者となる可能性がある」という連絡を受け、まさにその日から、令和5年5月の5類感染症への移行までの約3年3ヶ月、一担当者として業務に当たりました。

初動時はウイルスの性状など不明な中で、武漢からの邦人救護のチャーター便の対応などにあたりました。感染症対策は科学的なエビデンスに基づく対応が必要である中、海外における対応や専門家からのアドバイスをふまえ一歩一歩対応を行いました。

その後、感染が地球規模で拡大し、国内においても緊急事態制限の発令、法律の改正等前例のない状況となり、その時、その時でよりよい施策を進めることが出来るよう対応を行いました。

また、国民への普及啓発業務については感染症対策は良い施策を作っても国民に届かなければ意味が無い、どうしたら国民へ届くかということを日々考えながら対応を行いました。

感染症対応時、獣医師は知識、経験をフルに生かして対応していく必要があります。

業務が膨大かつ早急な対応が必要な時もあり、正直苦しい時もありましたが、立案・実行を行うことが出来るやりがいや達成感が得られる仕事です。



健康・生活衛生局食品監視安全課
輸出食品安全対策官
前：健康局結核感染症課 ワンヘルス班長

川越 匡洋
KAWAGOE Tadahiro

コロナ対応の経歴

令和2年1月～ 大臣官房 厚生科学課
(新型コロナウイルス感染症対策推進本部 官庁班/技術総括班(戦略班) /検疫班)
令和3年4月～ 健康局 結核感染症課
(新型コロナウイルス感染症対策推進本部 広報班/戦略班)
令和5年5月～ 現職



内閣官房
内閣感染症危機管理統括庁 参事官補佐

奥村 水門
OKUMURA Minato

コロナ対応の経歴

令和4年4月～ 内閣官房 新型コロナウイルス等感染症対策推進室
令和5年9月～ 現職

様々な観点から 検討することの重要性

新型コロナ対応では、事業者の取組の支援を行っていました。

対応の長期化に伴い、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることが重要なテーマになっていきました。

私たちは、事業者向けに、感染対策に関するものなど、事業継続に資する情報をわかりやすく届ける取組をしていました。

HPに掲載する情報などは、現場で実施しやすく、わかりやすいものとするよう心がけていました。

チームには様々な省庁のメンバーが集まっており、感染防止や実施しやすさ、わかりやすさなど、各自が色々な観点で収集した材料をもとに議論し、発信する情報を検討していました。

厚生労働省獣医系技官は、専門性が高い反面、視野が狭くなる場合もあると感じています。

様々な観点から考えることの重要性を感じられたことが、内閣官房での業務を通じて得られた財産です。

消費者庁

より良い食品表示制度に向けて、日々、悩んでいます。

消費者庁
食品表示企画課
保健表示室 室長

今川 正紀
IMAGAWA Masanori

平成10年入省。主に食品衛生を担当。環境省（動物愛護）、消費者庁（食品表示）、さいたま市（食品衛生等）なども担当。食中毒被害情報管理室長、新開発食品保健対策室長、感染症情報管理室長を経て、令和5年7月より現職。



印象に残っている仕事・人・できごと

ゲノム編集食品のトマト、マダイ、トラフグの初めての上市に携われたこと、サル痘（エムボックス）の記者会見を行ったこと、などが印象に残っています。特に記者会見は、自分の発言がそのままテレビ画面に流れるので、緊張しつつも同時にやりがいもあり、とてもテンションが上がる業務でした。

消費者庁への出向は今回で2回目です。1回目は、課長補佐として、アレルギー表示などの食品衛生の表示を担当。食品表示法が新しい法律として平成25年に制定される際の法案の国会審議にも携わることができました。

2回目の今回は、その食品表示法や健康増進法に基づく表示のうち、病者用などの特別用途表示、栄養成分表示、特定

保健用食品（トクホ）や機能性表示食品などの表示の企画立案を担当しています。いずれの表示も、消費者が商品を選ぶ際の指標となる大切な表示です。現状の制度を適切に運用するだけでなく、消費者にとっても事業者にとっても、さらにより良い表示制度となるよう、悩みながらも充実した日々を送っています。

環境省

人と動物の共生する社会の実現を目指す。

環境省
自然環境局総務課
動物愛護管理室

佐藤 暢彦
SATO Nobuhiko

平成29年入省。九州厚生局食品衛生課において輸出食肉処理施設の定期的な査察業務に従事。その後2年間の福岡県庁を経て、厚生労働省へ戻り、食品監視安全課で食中毒被害情報管理室及び乳肉安全係を担当。令和5年より現職。



印象に残っている仕事・人・できごと

入省1年目から日本へ牛肉を輸出している他国の食肉処理施設へ査察を行ったり、食品監視安全課時代は、全国ニュースになるような大規模の食中毒事件の原因究明など、全国の自治体と協力して業務を行いました。他国や全国の自治体の職員と直接やりとりできるのは、国家公務員ならではの醍醐味だと思います。

環境省動物愛護管理室では、「動物の愛護及び管理に関する法律」を所管しています。この法律を通して、人と動物の共生する社会の実現を目指しています。業務は動物虐待防止のための取り組みや適切な譲渡の推進など多岐にわたりますが、私は令和4年に施行されたばかりのマイクロチップ制度を担当しています。犬猫に装着したマイクロチップの番号に

紐付けて、飼主情報を国のデータベースに登録することにより、迷い保護された犬猫を速やかに飼主に返還することができます。また、飼主情報が登録されることで所有者が明示されるため、遺棄や虐待の防止に期待されています。実行性を上げるため、自治体の獣医師職員などとも協力しながら制度の円滑な運用や改善に日々努めています。

食品安全委員会

食品のリスク評価の下支え

内閣府食品安全委員会
事務局評価第一課

田中 鈴子
TANAKA Suzuko

平成14年入省。厚生労働省食品基準審査課、農林水産省畜産部牛乳乳製品課の出向を経て、食品監視安全課では、BSE対策など食肉の安全確保の業務を担当、その後、大臣官房厚生科学課、健康局結核感染症課、産休・育休を経て令和4年より現職。

印象に残っている仕事・人・できごと

食品監視安全課では、日本から輸出する食肉 / 食肉製品について、輸出を解禁するために輸出先国と個別に交渉を行う業務に携わりました。輸出先国の現地査察への対応や、衛生管理に関する質問への回答作業は大変でしたが、無事に日本の食肉の輸出が解禁された時は、やりがいを感じました。

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課の調査研究を担当しております。食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関です。食品安全委員会は7名の委員から構成され、その下に16の専門調査会

が設置されています。食品安全委員会では、リスク評価に必要な科学的知見やデータを得るために、研究事業や調査事業を行っています。私は、これらの研究及び調査事業の公募の事務手続きや、研究の採択の評価や事後の評価を実施する評価部会の事務局を担当しております。また、研究の成果発表会も開催し、研究の成果の普及も行っております。

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

研究の成果を一刻も早く患者さんにお届けすることを目指す

国立研究開発法人
日本医療研究開発機構 (AMED)
疾患基礎研究事業部
疾患基礎研究課 課長

大塚 和子
OTSUKA Kazuko

平成12年入省。本省の医薬・生活衛生局では輸出入品を含む食肉や水産食品の安全施策を、結核感染症課では感染症医療分野を、検疫所では輸入食品監視業務を担当。出向先の食品安全委員会では食品に係るリスク評価を担当。令和3年より現職。



印象に残っている仕事・人・できごと

漁船に乗って沖の養殖場まで行って EU からの査察に対する準備や、モンゴルやコロンビアなど海外各地に行って経済連携協定の交渉をしたこと、食品を輸出入する外国での現地調査や協議をしたこと、最近では米国国立衛生研究所で医療研究の議論を行ったことなど、専門知識を活かして幅広く活動しました。

AMED は、医療分野の研究開発の基礎から実用化まで一貫して推進する資金配分機関です。私が所属する部では、基礎研究の成果を臨床研究に結びつけ、より大きな成果を一刻も早く創出することを目指しています。例えば、脳機能、免疫、老化等の生命現象の機能の解明や、がん、希少疾患、生活習慣病、免疫アレルギー疾患、精神・神経疾患、感染症等の様々

な疾患メカニズムの解明など、幅広い分野において戦略的に研究費を配分し進捗管理を行っています。また、海外の資金配分機関等との協力の下、各疾患をテーマとしたワークショップを開催し、専門家間の交流・議論を行い、国際的な研究ネットワークの構築や共同研究の推進にも取り組んでいます。

国内 自治体

日本各地の自治体で活躍する獣医系技官

獣医系技官の活躍する場は霞ヶ関に留まりません。

全国各地で地方地域の公衆衛生行政に貢献すべく、日々奮闘しています。

北海道

北の大地で食の安全を守る

北海道と言えば食べ物！うに、いくら、ホタテ、ジンギスカン、じゃがバター、ラーメン、etc...！みなさんも北海道と聞くと食べ物を連想すると思います。食の宝庫、北海道の食の安全を守るため、保健所と連携して食品施設の衛生管理の向上を目指したり、食中毒の対応をするなど、日々食品衛生業務を行っております。



北海道保健福祉部
健康安全局食品衛生課

吉田 瑛佑
YOSHIDA Eisuke

さいたま市

食品衛生等の施策に 市民とともに取り組む

「のびのびシティ さいたま市」の標語を掲げるさいたま市で、食品安全、薬事、環境衛生、動物愛護など市民の生活に直結する様々な業務を担当しています。条例改正や食中毒等の報道対応、関係者とのリスクコミュニケーションなどを通じて、市の公衆衛生の向上、市民の健康保護等に関する施策に取り組んでいます。



さいたま市保健衛生局
保健部生活衛生課

小島 三奈
KOJIMA Mina

徳島県

安全な食肉の提供に向けた、 と畜現場でのコミュニケーション

徳島県食肉衛生検査所では、と畜検査やと畜施設の衛生管理指導を行い、食肉による健康被害の発生を防いでいます。衛生管理の向上に向けて、衛生管理の必要性を現場で働く方々に説明したり、施設運用と衛生管理の両立に向けた検討を進めるために、現場で働く方々と日頃からコミュニケーションを取ることで、より安全な食肉の提供を目指しています。



徳島県食肉衛生検査所
主事

井谷 寛
ITANI Hiroshi



茨城県

首都圏の食を支える茨城で 「食の安全・安心」を考える

茨城県内では食肉・卵の生産から食品加工に至るまで、多種多様な食の関係者がいます。その中で私はと畜検査やHACCPの指導、食中毒事案への対応等を行ってきました。専門性のある衛生管理をいかに幅広い層に伝えるかは難しい課題ですが、少しでも分かりやすく取り組みやすい形にできるよう、日々努力しています。



茨城県保健医療部
生活衛生課

犬飼 真秀
INUKAI Maho

福岡県

アジアの玄関口 福岡 ～ワンヘルス活動を福岡からアジアへ～

福岡県はアジア獣医師会連合 (FAVA) の日本事務所があり、日本だけでなく、アジアの中でも非常に重要な拠点となっています。

福岡県の特徴としては「アジアワンヘルス福岡宣言2022」が採択されるなどワンヘルスの取組みを推進していることではないでしょうか。私は食品衛生に関する業務を担当していますが、食の安全、安心の確保もワンヘルスにおける「人の健康」を守っていくことにつながります。



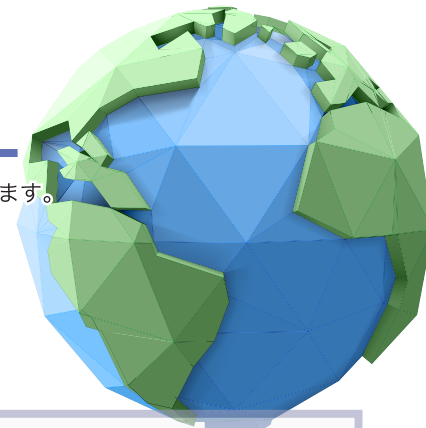
福岡県保健医療介護部
生活衛生課

都築 雅乃
TSUZUKI Masano

海外

海外で活躍する獣医系技官

能力を生かし、海外の国際機関や在外公館で活躍する獣医系技官もいます。日本を飛び出し、幅広い視野で活躍することが期待されています。



在カナダ日本国大使館

獣医系技官 × 外交官 としてのカナダの業務

在カナダ日本国大使館一等書記官

温井 健司

NUKUI Takeshi



2021年夏からカナダの首都オタワにある日本国大使館の経済班で、主に保健・労働分野を担当する外交官として勤務しています。オタワは世界の首都でウランバートルに続いて2番目に寒いと言われており、1月にはマイナス30℃になることもあります。インフラが整備されており極寒でも日常生活に支障が生じることはほとんどありません。

担当の中で、公衆衛生分野については、獣医系技官として身につけた専門知識を生かし、カナダ側と詳細を詰める議論をすることもあれば、それ以外の分野では、外交官らしく人脈を生かした調整や交渉をしたりと、刺激的な毎日を送っています。仕事相手の1つであるカナダ食品検査庁には獣医師が多く勤務しており、共通の背景を持つことでメリットを感じることがあります。

世界保健機関 WHO

グローバルな視点で 食品衛生の課題に取り組む

世界保健機関 栄養食品安全部
テクニカルオフィサー

長谷川 朗生

HASEGAWA Akio



世界保健機関 (WHO) と言えば新型コロナウイルス感染症のパンデミック対応のイメージが強い方も多いかと思いますが、業務内容は多岐に渡ります。現在私はスイス・ジュネーブにあるWHO本部の栄養食品安全部に在籍し、FAO/WHO合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) の運営を行っています。直近ではリステリア菌のリスク評価モデルに関する会議を開催しました。会議の内容はコーデックス委員会からの要請内容を踏まえつつ最新の科学的知見に基づく議論が必要となるため、コーデックスの関連部会や研究者とのやりとりも多く、高い専門性が求められます。上司や同僚には獣医学のバックグラウンドを持つ方も多く、グローバルな活躍の場が多いことを実感しています。

留学制度

研修制度により、海外留学をすることが可能で、外国の大学院を対象とした行政官長期在外研究員制度や、外国の政府機関・国際機関等を対象とした行政官短期在外研究員制度があります。獣医系技官も本制度を利用し留学を行っています。

人事院の派遣研修制度の詳細については、
人事院のホームページをご覧ください。
<https://www.jinji.go.jp/kensyuu/haken.html>

獣医師が公衆衛生学を学ぶ意義

人事院長期在外研究員 エモリー大学公衆衛生大学院

佐分 洋平 SABURI Yohei

私は人事院の研修制度を利用し、米国のエモリー大学にて公衆衛生学修士 (MPH) を専攻しています。MPHと言えば、医師やコメディカルの方が取るイメージですが、実際は様々なバックグラウンドを持った人がヒトの健康・医療のために学ぶ学際的な学問です。

MPHでは統計、疫学、政策論など、エビデンスの創出から政策への活用まで体系的に学ことができ、将来的に政府、NGO、研究機関で活躍することが期待されています。

特に獣医学課程ではじっくり公衆衛生を学ぶ機会がなかったかと思います。再興・新興感染症として人獣共通感染症が増えている中で、今後、データを扱える獣医師の活躍の場はどんどん広がっていくように思います。



獣医系技官の1日の過ごし方

獣医系技官が日々どのように過ごしているのか
日常を追ってみました。

LIFE STYLE



健康・生活衛生局
食品監視安全課 乳肉安全係長

本橋 克弥
MOTOHASHI Katsuya

平成30年入省。東京検疫所に配属された後、本省でBSE対策や乳製品の衛生確保などの輸入食品の安全対策業務に携わる。その後、徳島県に向いし食肉衛生検査所や保健所で業務を経験。令和5年より現職。

乳・乳製品、食肉、卵などの食中毒予防や衛生対策に携わっています。最近では野生鳥獣肉、いわゆるジビエの食品利活用に関する取組にも関わっています。また、獣医系職員の採用業務も担当しています。



北海道厚生局
健康福祉部 食品衛生課 係員

山根 詩織
YAMANE Shiori

令和3年入省。横浜検疫所食品監視課に配属され、輸入食品監視業務を経験。令和4年4月に本省食品監視安全課に異動し輸出食肉関連業務を担当。令和5年4月より現職。



厚生局の獣医師として、主に輸出食肉に関する業務を担当し、輸出認定施設への定期的な査察や、施設や自治体からの相談に対応しています。また、輸出水産に関する業務にも携わっています。

出勤	9:30	12:00	13:00	15:00	18:00
自宅から1時間ほどかけて通勤しています。職場についたらまず、昨晩までのメールを確認しながらその日にすべき業務を確認します。ノートにリストアップしながら頭の中を整理するのがお気に入りです。	この日は地方自治体から問合せがありました。過去の対応や見解などを踏まえ、係内で対応案を検討します。正直地味な作業ですが、現場の視点から学ぶべきことも多くあります。	昼食は庁舎内のコンビニで買うことが多いのですが、虎ノ門周辺の地下街に足を伸ばすこともあります。天気の良い日は日比谷公園で散歩したり休憩したりもします。	食品監視安全課では公衆衛生獣医師の業務説明のために、各獣医系大学で講義を行っています。遠隔地の大学でもオンラインでつながれるようになったのはかなり便利です。	省内にずっといる日もあれば出張する日もあります。全国各地で開催される会議などに呼ばれて講演する機会もありました。用務を終えた後はその地ならではの美味しいものを食べられたりします。（写真は札幌で食べた豚丼です。）	



平常時の業務

と畜場や食鳥処理場の衛生対策の推進やBSE(牛海綿状脳症)対策について、施策を検討しています。地方自治体からの問合せに対応することもあります。獣医師としての知識を活用する場面もあり、やりがいのある仕事です。

突発的な業務

本省勤務で最も緊張するのは国会対応です。関連する委員会が開催される前日は通告が確定するまで待機することになります。答弁者の調整や他部署・省庁への確認、答弁の作成などすべきことは多くありますがスピーディーに対応する必要があります。

休日とは？
退社後は何してる？

獣医系技官のオフの過ごし方はさまざま。楽しみを見つけリフレッシュしています。

	本橋さん	料理が趣味なので夕飯何作ろうか考えながら帰宅します。休日はゲームや読書など趣味に打ち込んだり、近所をランニングしたりします。連休だと遠出して登山に行くこともあります。
	山根さん	退庁後に時間がある日は、外食したり映画を観に行ったりすることもあります。休日は買い物に行く、家でテレビを見るなど、リラックスして過ごしています。札幌は観光地が多く、食べ物もおいしくて良いところです！
	中澤さん	シフト制で早番の日と遅番の日があるのですが、早番の日は帰ってから駅前のジムでトレーニングをしています。休み前の日には友人と飲みに行くことも多いです。遅番の日は午前中を優雅に過ごしてから出勤してます。



成田空港検疫所
食品監視課 係員

中澤 翔揮
NAKAZAWA Shoki

令和5年4月入省 医業・生活衛生局食品監視安全課に配属。令和5年4月に成田空港検疫所食品監視課に配属。



成田空港を通じて日本に輸入される食品の審査が主な業務です。それぞれの食品が食品衛生法に適合しているかを審査します。また、輸入される食品を幅広く監視して食品ごとのリスク状況を把握するためのモニタリング検査も大事な業務です。

出勤	9:30	12:00	13:00	15:00	18:00
電車で通勤しています。成田空港は旅行で訪れる方がたくさんいらっしゃるので毎日混み合っています。出勤したら作業着に着替え、今日の予定を確認します。8:30のチャイムで業務開始です。	審査担当の日は食品衛生小六法などを参考に多種多様な食品が法に適合しているかを審査します。輸入者や通関業者の方々からの電話対応、窓口に来所した方の対応もするので忙しいと目が回ります。	昼休みは検疫所内の食堂を利用しています。美味しくボリュームもあり力仕事をしている方々にも人気です。もし検疫所に来ることがあれば是非食べてみてください。	成田空港検疫所の周りにはたくさんの倉庫があるので、モニタリング検査の連絡を受けたら自転車を使って倉庫まで向かいます。生きたロブスターや馬肉など様々なものを採取します。	採取した食品を事務所に持ち帰り、検査機関に送るための処理をします。それぞれの食品によって検査する項目が異なる上、検査機関によってもできる検査が異なります。	



公衆衛生分野の国家公務員獣医師として

獣医師の知識を活かし国家公務員として広く人のために働く業務に魅力を感じ、入省しました。入省後は輸入食品の安全性確保や畜産物を海外へ輸出するための業務を担い、専門知識に加え調整力も求められると感じています。若手のうちから大きいスケールで業務にあたり、その経験を次に活かし人々に還元することができる、やりがいのある職業です。



健康・生活衛生局
食品監視安全課 係員

高橋 真央
TAKAHASHI Mao

学部卒業年 令和4年
入省年 令和4年

これまでの知識・経験を活かすことができる職場

食品メーカーで製品の品質保証や安全性確保に関する業務を担当する中で、食品衛生法そのものに興味を抱くようになり、その所管官庁である厚生労働省に入省しました。獣医系技官は主に食品や感染症に関する業務を担いますが、獣医師としての専門知識だけではなく、食品、製菓等の民間企業で得た知識や経験も存分に活かすことができると思います。



健康・生活衛生局
食品監視安全課 係員

小林 賢弥
KOBAYASHI Toshiya

学部卒業年 令和2年
入省年 令和5年

若手獣医系技官 VOICE

公衆衛生分野で国民の健康に携わる獣医系技官。どのような思いを持ち厚生労働省に入省したのか、若手職員の声を聞きました。



数ある省庁の中から厚生労働省を選んだ理由

新型コロナウイルスのパンデミックを経験し、来たるべき次のパンデミックや多様化する食に対して安心と安全の確保に取り組むことが、アフターコロナ時代の獣医師の使命であると考え、公衆衛生行政を担う厚生労働省に入省しました。入省後は、様々なバックグラウンドを持つ仲間との仕事を通して、常に刺激のある日々を過ごせていると感じています。



健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課 係員
新型コロナウイルス感染症
対策推進本部 広報班

清水 孝文
SHIMIZU Takafumi

学部卒業年 平成31年
入省年 令和4年

輸入食品の現場における獣医師の必要性

東京検疫所で食品衛生監視員として働いています。食品輸入の現場を間近で見ることができ、楽しく過ごしています。食品の輸入監視体制は日々複雑化していて、食品分野、特に畜産物における獣医師の必要性は高まっていると感じています。厚生労働技官として働くことは、臨床だけではなく、獣医師としての専門性を生かす選択肢の一つではないかと思っています。



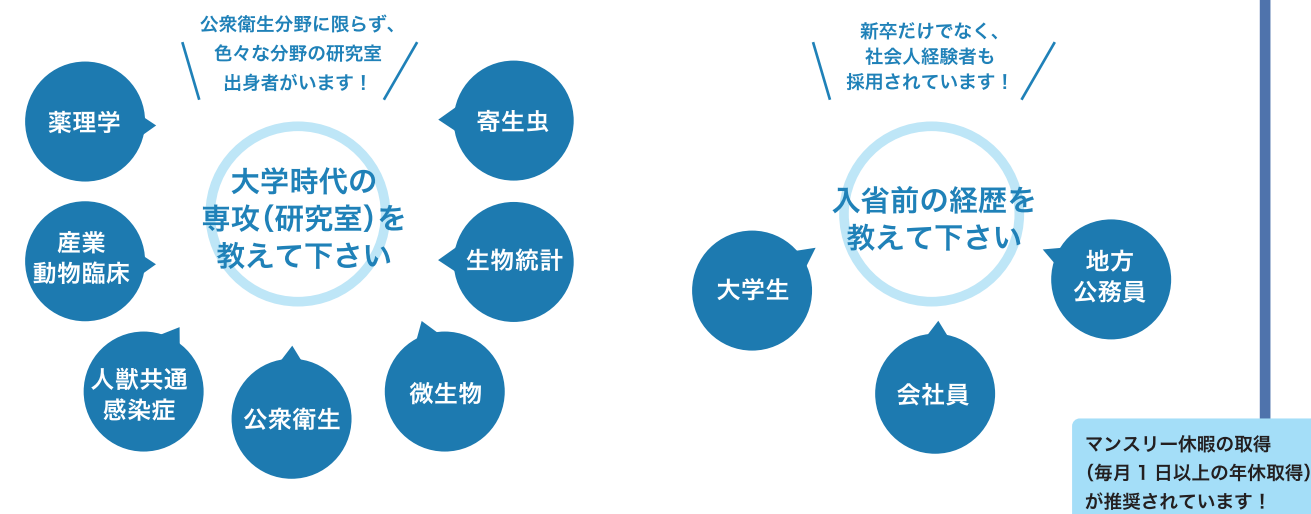
東京検疫所
食品監視課 係員

遠山 七彩
TOHYAMA Nanasa

学部卒業年 令和5年
入省年 令和5年

若手獣医系技官アンケート

若手職員に聞いてみました！



入省前と入省後の印象の違い(ギャップ)はありましたか。

スーツ着用、出勤時間も固定というイメージでしたが、実際はオフィスカジュアル、時差出勤など勤務の仕方が柔軟でした。

自学自習が求められるかと思いきや、先輩職員や上長が色々と気にかけてくださり、人材を育てることに非常に熱心で安心しました。

これまでの業務で印象的なエピソード、経験を教えてください。

大使館、現地当局、農水省、自治体など、様々な人たちと連絡を取り合う必要があったこと。

入省1・2年目で海外出張を3回経験したこと。

入省してすぐに記者会見の場に携わったこと。

入省5年目で留学の機会をいただいたこと。

年休はどのように取得し、どう過ごしていますか。

時間休をとり、退庁後に予定を入れることもしばしばあります。

平日の昼間を活かして、人気の飲食店でランチをしたり、映画を観に行ったりします。

月に1回は年休を取得することを心がけており、土日や連休とつなげて旅行に行くことが多いです。

今後業務でチャレンジしたいことはありますか。

海外の現場や他省庁での業務も経験してみたいです。

入省以来、食品安全の仕事をしてきたので、感染症対策の仕事にも挑戦してみたいです。

COLUMN

入省1～5年目の 配属先

令和6年10月時点の1～5年目配属先としては、本省4名(食品監視安全課3名、感染症対策課1名)、出向4名(北海道、茨城、徳島、福岡)、検疫所1名(横浜)、地方厚生局4名(北海道1名、東北1名、九州2名)となっています。

若手のうちから、本省での業務に携わることができることに加えて、本省以外でも検疫所における輸入食品の安全性確保や、地方自治体への出向を通じて公衆衛生獣医師としての役割を学び、視野を広げるチャンスが多くあります。



ワークライフバランス

厚生労働省では、柔軟な働き方の実現に向けた各種制度を活用できます。健康の維持だけでなく、育児や介護などのライフステージに応じた働き方が可能となるよう、ワークライフバランスの推進に取り組んでいます。

出産育児休業

出産や育児での負担への配慮と、仕事と育児が両立を重視した、さまざまな育児休業等制度でサポートしています。

出産する場合

産前・産後休暇

産前6週間、産後8週間
※多胎妊娠の場合は産前14週間

3歳未満の子どもを養育する場合

育児休業

配偶者の就業等の状況にかかわらず取得可能

超過勤務の免除

残業などの超過業務が考慮され免除

小学校就学前の子どもを養育する場合

育児時間

1日の勤務時間の一部（2時間まで）を勤務しないことが可能

育児短時間勤務

勤務時間を1日3時間55分（週19時間35分）等に短縮

その他の休暇制度例

各個人のライフステージや環境に対して、柔軟に働けるようにその他休暇制度も用意され、働きやすい環境整備に力をいれています。

年次休暇

1年で最大20日付与。20日間を限度として翌年に繰り越しが可能。

介護休暇

要介護状態にある家族を介護する場合に取得可能。

病気休暇

療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得可能。

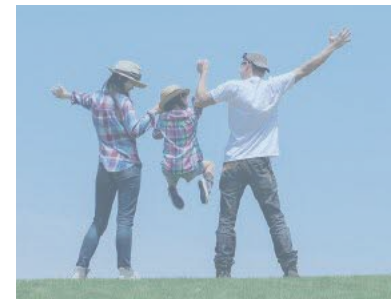
特別休暇

夏季休暇、結婚、子の看護などで取得可能。

勤務時間について

テレワークも活用可能です！

原則、国家公務員の勤務時間は、1日7時間45分、1週間38時間45分で、土・日曜日及び祝日等の休日は休みとなっています。職員が希望する場合には、公務の運営に支障がない範囲でフレックスタイム制（職員の申告を考慮して1日の勤務時間を決める制度）を利用できます。また、1日の勤務終了後、翌日の勤務開始までの間に、11時間以上の休息時間（インターバル）を設け、生活時間や睡眠時間を確保しています。



WORK LIFE BALANCE

柔軟な働き方ができる環境

育児休業 早出遅出勤務 定時退庁 育児時間 テレワーク

出産・育児取得時期

本省在職中に第1子を受かり、平成26年に出産し7カ月の育休を取得しました。翌年4月に東京検疫所に復職後、平成29年に第2子、平成31年に第3子を出産し、連続する形で約3年半の育休を取得しました。その後、令和3年4月に現職場に復職しました。

九州厚生局健康福祉部 食品衛生課食品衛生専門官 廣谷 朋美 HIROTANI Tomomi



子育てにおいて親のサポートが得られない状況でしたので、夫と協力しつつ、さまざまな制度を利用することで、仕事と3人の子育ての両立を図ってきました。育休は子供の性格やその時の環境に合わせて取得期間を決めましたが、その期間は子供達とたくさん向き合える貴重な時間を過ごせたと思います。

現在は、夫の勤務地の関係で通勤に時間がかかるため、通常の勤務時間では子供と過ごす時間を確保することが難しく、始業時間を早める制度を利用しています。朝は夫に子供

の支度・送りをお願いし、迎え・帰宅後のお世話を私が担当することで家族との時間を確保しています。また、一時夫が海外出張で長期不在の期間がありましたが、勤務時間を短くする制度やテレワークを利用することで、ワンオペの期間を乗り越えることができました。

基本、定時退庁する必要があるなど、仕事面での制限がある中、職場の方の理解とサポートがあることで仕事を続けられているなと感謝する日々です。

経験して初めて知ることができる 育児の大変さと楽しさ

育児時間 休憩時間変更 早出遅出勤務 テレワーク

出産・育児取得時期

入省5年目（令和3年）に第1子が生まれ、1か月の育休を取得しました。現在は週3日、2時間分の育児時間を取得しています。

健康・生活衛生局 食品基準審査課係長 塚本 絢己 TSUKAMOTO Junki

入省5年目で自治体に出向していたタイミングで娘が誕生しました。出向先の理解もあり1ヶ月の育休を取得し、初めての育児と産後の妻のサポートに徹する日々を過ごしました。生後1ヶ月過ぎるまでが大変と聞いてはいましたが、夜中泣き続ける娘を抱き、想像以上の睡眠不足で苦労しました。子どもが1歳になるときに運良く保育園に入園でき、妻が復職したため、週3日育児時間を取得し、保育園の送迎や夕食の世話、入浴等を行っています。ただ保育園に行くと風邪や感

染症をもらってしまい、登園できない期間も多く、周囲の理解もいただきながら子の看護休暇やテレワークも活用して業務にあたっています。娘はまもなく2歳になりますが、育児がこんなに大変で、それでも日々の成長がうれしく、なにより我が子がこんなに愛おしいとは、経験するまでわかりませんでした。第2子が誕生した際はより主体的に育児に取り組みたいと思っています。



採用について

採用試験

受験資格

- 受験する年度の4月1日時点で30歳未満である者
- 獣医師国家試験に合格している者、又は、当該年度3月31日までに獣医師国家試験の受験資格を有する見込みのある者

近年の採用実績

実施年度	受験者数	第1次試験合格者数	最終試験合格者数 (女性数)
平成30年度	16名	11名	2名(1名)
2019年度	6名	3名	1名(0名)
令和2年度	8名	5名	4名(3名)
令和3年度	3名	3名	3名(2名)
令和4年度	4名	4名	4名(1名)
令和5年度	5名	4名	2名(0名)

試験日程

最新の情報は獣医系技術職員ホームページでご確認ください。

1次試験 6月上旬

- 専門試験(多肢選択式・記述式)
- 基礎能力試験(多肢選択式)

1次試験について

専門試験(多肢選択式60問、記述式4問)及び基礎能力試験(多肢選択式30問)で構成されており、通常2日(土・日)に分けて実施されます。

2次試験 7月下旬

- 政策課題討議試験
- 人物試験 ※英語試験(TOEIC等)の加算あり

2次試験について

政策課題討議試験とは、政策の企画立案に必要な能力その他総合的な判断力及び思考力についての総合試験であり、特にグループ討議によるプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を評価するものです。

人物試験では、人柄、対人的能力などについて個別面接を行います。

採用試験体験談

いつから試験対策を始めましたか。

まずは外部英語試験を活用するためのTOEIC勉強をしました。大学5年の1月頃(TOEIC受験後)から教養・専門試験の勉強を始めました。

試験直前の春休みから始めました。他の地方自治体の対策も並行して進めました。

基礎能力試験はどのように対策しましたか。

試験時間内に全問回答することが難しかったため、センター試験で選択した教科と時事を中心に勉強し、それらで点数を取れるようにしました。

市販の問題集を購入し、繰り返し解いて勉強しました。

採用試験の過去問を使って勉強しました。また、過去問から傾向や難度を把握しました。

専門試験はどのように対策しましたか。

国家試験対策の前借りという気持ちで、試験範囲をまんべんなく勉強しました。

ただ単に過去問を解くだけでなく、正解の選択肢に書いてあること以外についても深く掘り下げ、まとめノートを作成していました。就職試験だけでなく国家試験対策としても使うことができます。

政策課題討議はどのように対策しましたか。

大学の就職課や友人と政策課題討議の練習をして臨みました。

普段から複数の媒体でニュースを見るようにしていました。

過去問のテーマを参考に、読みやすいレジュメを作る練習をしました。また、厚生労働白書や新聞を購読し、政策についてどういう意見・考え方があるのかを把握するように心掛けました。

人物試験はどのように対策しましたか。

声量と目線を面接官と合わせることを意識しました。

何を聞かれても答えられるように普段からいろいろなことを考えておくことや笑顔で元氣よく応対することが大切だと思います。

質問に困っても変にごまかさず、正直な意見を述べました。

採用試験対策のほか、学生のうち(入省前)にやっておいて良かったこと、やっておくべきだったことはありますか。

輸入元の相手国の法令を英文のまま読むことも多いので、英語の勉強をしておくこと。

公務員として就職すると考えていても、臨床の実習や企業でのインターンに参加してみることに。

コミュニケーション力が大事になってくるので、色々な人とお話をし、見聞を広めておくこと。

採用関連イベント

各種説明会

各種説明会で実際に厚生労働省で働く先輩の話を直接聞くことができます。

遠方でも参加できるようオンライン形式でも行っています。海外留学、採用試験、実際の働きやすさなど何でも質問してください。



その他の制度等

研修制度

人事院が、全府省の職員を対象とした研修を実施しています。その中では、初任行政研修や3年目フォローアップ研修といった役職段階別の研修や、キャリア支援研修といったテーマ別の研修等があります。

令和5年度の実施例

- 8月 オンライン説明会
- 12月 オンライン説明会
- 3月 霞が関OPENゼミ、説明会(対面及びオンライン)
- 通年 大学での出張講義

最新情報はホームページ等でお知らせしています。
質問や業務説明は随時受け付けていますので
採用担当までご連絡ください。

インターンシップ制度

厚生労働省では毎年8～9月頃に1週間程度のインターンシップを実施しており、獣医系技官として採用された場合に配属される部署を実際に体験していただけます。体験内容は年度により異なりますが、本省以外の関連機関の見学も実施しています。



インターンシップ体験談

私は就職にあたり、獣医師の知識を活かして様々な分野の人と関わった仕事がしたいと思っており、厚生労働省ならそれができるかもしれないと考え、インターンシップに参加しました。

1週間のインターン期間中には食品監視安全課の業務説明、関連施設の訪問、実際の業務体験等をさせていただきました。

インターンシップに参加したことで、想像よりも幅広い仕事があること

を知り、どの仕事もスケールが大きいことに驚くとともに、自分には難しいかもしれないけれどここで働きたい!と思ったことを覚えています。

また、実際に働いている方々から仕事のやりがい、職場環境等を直接聞いたことはとても貴重な経験でした。

現在の業務は様々な分野の人と連携することで進められていて、学生の時にやりたかった仕事ができていると感じています。



健康・生活衛生局
食品監視安全課 佐藤 千紗
SATO Chisa